

# 茅ヶ崎市民活動サポートセンター 備品貸出利用規約

平成29年4月1日改訂

市民活動のイベントや講座などに必要な備品類の貸出（一部館内利用のみ）を行っています。個人的な目的、営利目的でのご利用はできません。

## ■利用対象

原則として、茅ヶ崎市市民活動推進条例で定めている「市民活動」を行う団体

## ■貸出備品

「備品借用申請書」に記載のとおり。

## ■貸出範囲

原則として、茅ヶ崎市内（一部館内利用のみ）。

## ■貸出予約・申込申請

- ・当センターへのデータベース登録団体は、借用開始日の3ヶ月前から電話・FAX またはメールにて予約可。その他の市民活動団体は借用開始日の2ヶ月前から予約受付します。
- ・ご利用前に「備品借用申請書」に必要事項を記入し、窓口まで提出してください。

## ■貸出料金（有料備品について）

- ・備品の種類・貸出期間に応じて別途料金を設定しています。  
（1点につき1泊2日300円より）返却時まで窓口にてお支払いください。
- ・機器類の動作確認のため館内にて30分以内のご利用に関しては料金は発生しません。

## ■貸出期間を延長する場合

- ・延長の旨ご連絡のうえ、有料の場合、返却時に延泊分の追加料金をお支払いください。

## ■貸出をキャンセルする場合

- ・できるだけ速やかにご連絡ください。有料の場合、貸出予定日の前日までにご連絡いただければ、貸出料金は発生しません。

## ■貸出のルール

- ・備品の使用にあたっては細心の注意を払い、丁寧に取り扱ってください。
- ・使用終了後は付属品など貸出内容を確認の上、速やかにご返却ください。
- ・返却遅延、備品および付属品が破損や盗難・紛失した場合は必ず報告してください。
- ・備品の譲渡、転貸、占有などの処分、改造、改装はしないでください。
- ・団体の誤使用、不注意、使用目的以外の使用により生じた損害について、当センターでは一切の責任を負いません。通常の使用による消耗、減価以上の破損や修理が必要となった場合、または不具合などが生じた場合は、修理代金相当額を弁償していただきます。また、紛失した場合は、備品購入相当額をご負担いただきます。